

10 介護給付適正化の取組状況（平成30年度）

保険者名	1. 要介護認定の適正化						2. ケアプランの点検				
	訪問調査件数			認定調査 完全直営 (全て100%)	委託調査の 事後点検		ケアプラン点検実 施件数	実施方法 (※1)	ケアプラン点検支 援マニュアルを 活用	国保連介護給付 適正化システム を活用	府介護支援専門 員会の京都式ガイ ドラインを活用
	新規認定の 訪問調査 件数	更新認定の 訪問調査 件数	変更認定の 訪問調査 件数								
1 京都市	○	21,791	45,046		○	○	290	3	○	○	
2 福知山市	○	1,137	2,237	396	○						
3 舞鶴市	○	1,406	2,082	374	○	○	137	1	○		
4 綾部市	○	578	1,350	218	○						
5 宇治市	○	2,894	3,852	714	○	○	50	3	○		
6 宮津市	○	446	979	154	○	○	5	3			○
7 亀岡市	○	1,228	1,819	312	○	○	21	3			
8 城陽市	○	1,319	1,409	255	○	○	29	4	○		
9 向日市	○	681	1,156	178	○	○	24	1	○	○	○
10 長岡京市	○	990	1,868	305	○						
11 八幡市	○	1,200	1,977	174	○	○	12	1・3	○		
12 京田辺市	○	595	1,652	214	○	○	8	2	○		
13 京丹後市	○	969	2,266	373	○	○	6	3	○		○
14 南丹市	○	605	1,022	169	○	○	10	2			○
15 木津川市	○	857	1,586	214	○	○	114	5			
16 大山崎町	○	169	368	85	○	○	26	1・3	○		
17 久御山町	○	262	350	52	○						
18 井手町	○	135	217	33	○		3	2			
19 宇治田原町	○	112	200	49	○	○					
20 笠置町	○	39	55	10	○	○					
21 和束町	○	81	142	27	○						
22 精華町	○	316	650	167	○	○	7	1			
23 南山城村	○	74	124	17	○	○					
24 京丹波町	○	243	748	107	○	○	83	1			
25 伊根町	○	44	98	17	○	○					
26 与謝野町	○	469	832	159	○	○	1	3			○
計	26			6	20	16					
実施率	100.00			23.08	100.00	61.54					

保険者名	3. 住宅改修・福祉用具											4. 介護給付費通知				
	住宅改修の点検							福祉用具				発送頻度	通知対象サービス (※3)	通知する上での工夫		
	写真等による確認		利用者宅への訪問調査		リハビリテーション 専門職の関与(※2)	購入調査	調査実施件数	貸与調査	調査実施件数	リハビリテーション 専門職の関与(※2)						
	施工前	施工後	施工前	施工後												
1 京都市	○	○	7,363	7,363	3	3	*			○	1	*	○	年1回	7	
2 福知山市	○	○	383	376			*									
3 舞鶴市	○	○	382	382	29	29										
4 綾部市	○	○	175	175			*									
5 宇治市	○	○	1,070	1,024			*									
6 宮津市	○	○	109	109												
7 亀岡市	○	○	445	445			*					*	○	年1回	7	手続き等不要な旨を明記する
8 城陽市	○	○	369	369			*									
9 向日市	○	○	293	293												
10 長岡京市	○	○	402	402	208	208	*					*				
11 八幡市	○	○	360	360									○	年1回	7	
12 京田辺市	○	○	234	229			*						○	年2回	7	封筒に支払や還付の通知ではない旨、印字している。
13 京丹後市	○	○	287	287				○	1	○	6					
14 南丹市	○	○	146	146		1		○	7	○	61					
15 木津川市	○	○	310	310												
16 大山崎町	○	○	68	66		1		○	67	○	20					
17 久御山町	○	○	109	109												
18 井手町	○	○	62	62												
19 宇治田原町	○	○	54	54												
20 笠置町	○	○			16	16		○	7	○	7	*				
21 和束町	○	○	25	25												
22 精華町	○	○	174	174	1	1		○	1				○	年1回	7	
23 南山城村	○	○	32	32	10	10		○	6							
24 京丹波町	○	○	72	72			*	○	12			*				
25 伊根町	○	○	4	14	11	1	**	○	19	○	2	**				
26 与謝野町	○	○	100	100	2		**	○	140			*				
計	26	26					9	9		6		6	5			
実施率	100.00	100.00					34.62	34.62		23.08		23.08	19.23			

保険者名	5. 医療情報との突合・縦覧点検							給付実績の活用 (医療情報との突合・縦覧点検を除く)	適正化主要5事業 実施状況		
	医療情報との突合		縦覧点検						実施事業数	実施率	
	突合実施件数		点検実施件数			合計 (帳票1~10)					
			帳票1~4	帳票5~10							
1 京都市	○	○	17,983	○	23,350	21,082	44,432	○	5	100.0%	
2 福知山市	○	○	684	○	942	0	942		3	60.0%	
3 舞鶴市	○	○	703	○	1,099	0	1,099	○	4	80.0%	
4 綾部市	○	○	539	○	683	891	1,574		3	60.0%	
5 宇治市	○	○	2,006	○	2,449	0	2,449		4	80.0%	
6 宮津市	○	○	245	○	342	0	342		4	80.0%	
7 亀岡市	○	○	928	○	1,384	33	1,417	○	5	100.0%	
8 城陽市	○	○	856	○	527	6,616	7,143	○	4	80.0%	
9 向日市	○	○	516	○	844	0	844		4	80.0%	
10 長岡京市	○	○	764	○	864	0	864		3	60.0%	
11 八幡市	○	○	779	○	866	0	866		5	100.0%	
12 京田辺市	○	○	627	○	799	0	799		5	100.0%	
13 京丹後市	○	○	900	○	1,182	382	1,564		4	80.0%	
14 南丹市	○	○	618	○	680	2,496	3,176		4	80.0%	
15 木津川市	○	○	534	○	449	0	449		4	80.0%	
16 大山崎町	○	○	218	○	228	2,180	2,408		4	80.0%	
17 久御山町	○	○	173	○	187	2,578	2,765		3	60.0%	
18 井手町	○	○	97	○	122	629	751		3	60.0%	
19 宇治田原町	○	○	170	○	82	0	82		3	60.0%	
20 笠置町	○	○	17	○	36	0	36		3	60.0%	
21 和束町	○	○	14	○	135	202	202		3	60.0%	
22 精華町	○	○	267	○	318	0	318		5	100.0%	
23 南山城村	○	○	26	○	26	0	26		3	60.0%	
24 京丹波町	○	○	310	○	214	913	1,127	○	4	80.0%	
25 伊根町	○	○	27	○	19	402	421		3	60.0%	
26 与謝野町	○	○	211	○	290	612	902	○	4	80.0%	
計	26	26		26				6	平均	3.8	76.2%
実施率	100.00	100.00		100.00				23.08			

(※1)  
2ケアプランの点検  
実施方法

1. 事前にケアプランの提出を求め、役所(役場)で書面のみ実施。
2. 事前にケアプランの提出を求め、後日、役所(役場)で面談により実施。
3. 事前にケアプランの提出を求め、後日保険者が事業所を訪問して実施。
4. 保険者が事業所を訪問し当日、ケアプランの提出を求め、実施。
5. その他

(※3)  
4介護給付費通知  
通知対象サービス

1. 居宅サービスのみ
2. 施設サービスのみ
3. 地域密着型サービスのみ
4. 居宅サービス及び施設サービス
5. 居宅サービス及び地域密着型サービス
6. 施設サービス及び地域密着型サービス
7. 居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス

(※2)  
3住宅改修・福祉用具  
ア～ウの該当している項目数を【\*】で  
表記。

■住宅改修利用へのリハ職等の関与  
住宅改修の利用に際して、建築専門職、  
リハビリテーション専門職等が適切に関  
与する仕組みを設けているか。

・(ア) 被保険者から抽出された住宅改  
修費支給申請書の市町村における審査  
の際に、建築専門職、リハビリテー  
ション専門職等により点検を行う仕組みがある  
・(イ) 住宅改修の実施前又は実施の際  
に、実際に改修を行う住宅をリハビリ  
テーション専門職が訪問し、点検を行わ  
せる仕組みがある

■福祉用具利用へのリハ職の関与  
福祉用具の利用に関し、リハビリテー  
ション専門職が関与する仕組みを設けて  
いるか。

・(ア) 地域ケア会議の構成員としてリ  
ハビリテーション専門職を任命し、会議  
の際に福祉用具貸与計画も合わせて点  
検を行う  
・(イ) 福祉用具専門相談員による福祉  
用具貸与計画の作成の時に、リハビリ  
テーション専門職が点検を行う仕組みが  
ある  
・(ウ) 貸与開始後、用具が適切に利用  
されているか否かをリハビリテーション專  
門職が点検する仕組みがある